

## X 生徒心得（全日制）

### 第1章 礼儀

- 1 登下校時及び校内で、お互い元気よく礼儀正しい挨拶をかわすこと。
- 2 職員室、事務室等に入室・退室するときには礼儀正しい挨拶をすること。

### 第2章 勉学

- 1 在学中の3年間（全日制）は学習に積極的に取り組むこと。
- 2 普通教室や実習・実験教室内では整理、整頓に努めること。
- 3 授業中に退出する場合は、教科担当教員の許可を得ること。

### 第3章 出欠

- 1 欠席、遅刻、早退、欠課をした場合、生徒手帳の所定の欄により学級担任に届け出ること。
- 2 欠席が長期にわたる場合は、その状況を随時担任に連絡すること。
- 3 登校途中、公共交通機関の乱れにより遅刻・欠席をする場合は、その交通機関の遅延の証明書等を受け取り、担任に届け出ること。
- 4 忌引による欠席は次の通りとする。ただし、忌引は出席すべき日数から除くものとする。

(1) 父 母	5 日
(2) 祖父母、兄弟姉妹	3 日
(3) おじ・おば、その他の親族	1 日

### 第4章 登下校

- 1 登校は以下の時間までにすること。

[全日制]	8時40分
-------	-------
- 2 下校はおおむね以下の時刻までにすること。

[全日制]	17時00分
-------	--------

ただし、上記の時間を超える場合は部活動顧問、教科担当、担任、係などの先生の許可を得ること。
- 3 登校後の外出は放課後まで原則として認めない。ただし、やむを得ない場合は、担任または副担任の許可を得ること。

### 第5章 服装

- 1 全日制生徒は本校指定の冬・夏用の制服を着用すること。
- 2 冬の指定制服について。

－男子－  
上着は黒の詰襟（標準学生服）とし、襟の左側に校章、同じく右側に科章をつける。変形した制服は認めない。上着を脱ぐときは夏の指定制服に準ずる。ズボンは黒（標準学生ズボン）とし、変形した制服は認めない。

－女子－  
上着、ベスト、スカート（スラックス）は本校指定の制服を着用し、左胸に校章・科章をつける。上着・ベストの下は白のワイシャツを着用する。上着を脱ぐときは夏の指定制服に準ずる。変形した上着やスカートは認めない。
- 3 夏の指定制服

－男子－  
上着は白のワイシャツ・開襟シャツとし、左胸に校章・科章の布章プリントをつける。ベスト・セーターなどの着用は認めない。ズボンは冬服に準ずる。

－女子－  
上着は白のワイシャツ・開襟シャツとし、左袖に校章・科章の布章プリントをつける。ベストを着用

する場合は指定制服のものとし、校章・科章を左胸につける。スカート（スラックス）は冬服に準ずる。

男女ともシャツのすそは、常にズボン、スカート（スラックス）の中に入れること。

#### 4 夏服・冬服の着用時期

冬服着用時期は4月1日～5月31日までと、10月1日～3月31日までとし、夏服着用時期は6月1日～9月30日までとする。ただし寒暖により着用変更日前後2週間程度はどちらの制服でもよい。

#### 5 はきもの

(1) 通学は黒・茶の革靴またはスポーツシューズとする。ただし足を負傷した場合等は、担任へ届け出ればサンダル等が許可される。

(2) 上ばきは学年色とする。また、体育館ばき、グラウンドシューズ、実習シューズの区別をきちんとすること。

#### 6 その他

(1) 冬の指定服の上に着用する防寒着は、派手なものは認めない。

(2) 頭髪は学生にふさわしいものとし、パーマ、染色・脱色等は認めない。

(3) 学校生活において unnecessary な装飾はしないこと。

### 第6章 所持品

1 所持品には必ず科、学年、氏名を記入しておくこと。

2 貴重品の管理は、自己の責任において行い、ロッカーと下駄箱にそれぞれ鍵を掛けること。（南京錠のサイズは25mm。）また、体育や実習で着替える場合は、教科担当や担任に預けることも可能。

3 遺失物を見つけた場合は、担任または係りの教員に届け出ること。

4 遺失物や他人の所持品を無断で持ち去ったり、借りたりしないこと。

5 所持金品の盗難にあった場合や紛失した場合は、ただちに担任や担当教員に届け出ること。

6 刃物等の危険物やマッチ・ライター・薬物等の校内への持ち込み、及び所持はいかなる場合もしないこと。

7 学校生活に unnecessary なものは、校内に持ってこないこと。

### 第7章 校内生活一般

1 校舎、用具、実験実習道具、学校備品などは丁寧に扱うこと。使用後は整備、整頓を心掛けること。

2 校舎、用具、実験実習道具、学校備品などを誤って破損してしまった場合は、すぐに担任または担当教員及び事務室に申し出て指示をあおぐこと。故意の場合には実費を払ってもらう場合がある。

3 実験・実習に使用する備品は校外へ持ち出さないこと。

### 第8章 校外生活一般

1 校外においても良識ある行動をとること。

2 アルバイトをするときは学業に支障のないようにし、安全・風紀などの点から職種を検討し、保護者の許可を得たのち、担任に届ける。

3 合宿など学校の名において行う宿泊は、教職員の引率指導するもの以外は認めない。

4 交通安全については家庭でよく話し合い、車社会の一員としての責任を自覚し、安全意識を深めるように努力する。二輪車・四輪車などの免許取得については学校の規定に従うこと。